別表第八　第五条第三号の表八の自動車に係る第五条の認定の基準（第五条関係）

基準	当該基準の内容			
	第四条第二号の排出物に含まれる測定物質について同表の下欄に掲げるそれぞれの値			
	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
一　平成三十年基準排出ガス二十五％低減レベル	四・〇二以下	〇・〇五超〇・〇七五以下	〇・〇二五超〇・〇三以下	微量
二　平成三十年基準排出ガス五十％低減レベル	四・〇二以下	〇・〇二五超〇・〇五以下	〇・〇一三超〇・〇二五以下	微量
三　平成三十年基準排出ガス七十五％低減レベル	四・〇二以下	〇・〇二五以下	〇・〇一三以下	微量

備考

一　別表第一の備考第一号の規定は、この表における用語の定義に準用する。

二　別表第一の備考第二号の規定は、この表において申請に係る自動車が適合する基準の選定の方法に準用する。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百四十九号

自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日　国土交通大臣　石井　啓一

自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領の一部を改正する告示

自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（評価）

第一条の二　国土交通大臣は、申請により、評価を実施する。

第二条第一号中「第二十一条第一号」を「第十五条第一号」に改める。

第四条中「以下同じ。）及び」を「以下同じ。）、ＷＬＴＣモード燃費値（乗用車判断基準告示及び貨物車判断基準告示に規定するＷＬＴＣモード燃費値をいい、ＪＣ〇八モード燃費値を算定していない自動車のものに限る。以下同じ。）及び」に改め、「（ＪＣ〇八モード燃費値）」を加える。

第四条の二中「自動車のＪＣ〇八モード燃費値」の下に「及びＷＬＴＣモード燃費値」を、「（ＪＣ〇八モード燃費値）」の下に「又はＷＬＴＣモード燃費値」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（評価の取消し）

第四条の三　国土交通大臣は、前三条の評価が行われた自動車について、不正の手段により当該評価を受けたことが判明したときは、当該評価を取り消すことができるものとする。この場合において、国土交通大臣は、取消しの日までに製作された自動車について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

2　国土交通大臣は、前項の規定により、前三条の評価が行われた自動車につき、評価を取り消す場合には、あらかじめ、当該自動車に係る第二条の申請者の意見を聞くものとする。

第五条第一項各号列記以外の部分中「行われた」を「行われている」に改め、同項第五号中「ＪＣ〇八モード燃費値」の下に「、ＷＬＴＣモード燃費値」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　国土交通大臣は前条の規定による評価の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百五十号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百五十三条の規定に基づき、不測の事態を考慮して航空機の携行しなければならない燃料の量を定める告示（平成十二年運輸省告示第三百十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月二十九日　国土交通大臣　石井　啓一

本則の表一の項中「ターボジェット発動機又はターボファン発動機を装備した」及び「巡航高度で」を削り、「要する時間」を「要する燃料の量」に、「十パーセント」を「五パーセント」に改め、「時間を飛行することができる」を削り、「勘案して携行しなければならない燃料の量を補正する方法」の下に「並びに路線ごとの燃料消費量に関する分析に基づき、これらの方法を用いて燃料の量を補正する路線を選定する方法」を、「航空運送事業者」の下に「が使用する飛行機のうち当該路線に係るもの」を加え、「五パーセント」を「三パーセント」に、「十五分間」を「五分間」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　航空法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年国土交通省令第十四号）附則第二条の規定により、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第六十三条の規定により航空機の携行しなければならない燃料の量について従前の例による場合における不測の事態を考慮して航空機の携行しなければならない燃料の量については、この告示による改正後の規定にかかわらず、この告示の施行の日から起算して九月を経過する日までの間は、なお従前の例による。

○環境省告示第三十一号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十六条第二項及び公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）第十二条の規定に基づき、障害補償標準給付基礎月額を次のように定めたので、公示する。

平成二十九年三月二十九日　環境大臣　山本　公一

年齢階層	性別	
	男子	女子
昭和六十二年四月二日以降に生まれた者	二二七、七〇〇円	一九五、九〇〇円
昭和五十七年四月二日から昭和六十二年四月一日までの間に生まれた者	二六一、九〇〇円	二〇八、五〇〇円
昭和五十二年四月二日から昭和五十七年四月一日までの間に生まれた者	二九二、七〇〇円	二一五、七〇〇円
昭和四十七年四月二日から昭和五十二年四月一日までの間に生まれた者	三二一、二〇〇円	二二四、〇〇〇円
昭和四十二年四月二日から昭和四十七年四月一日までの間に生まれた者	三五五、〇〇〇円	二二九、三〇〇円
昭和三十七年四月二日から昭和四十二年四月一日までの間に生まれた者	三七〇、一〇〇円	二三五、九〇〇円
昭和三十二年四月二日から昭和三十七年四月一日までの間に生まれた者	三五〇、八〇〇円	二二五、一〇〇円
昭和二十七年四月二日から昭和三十二年四月一日までの間に生まれた者	二四六、一〇〇円	一八二、七〇〇円
昭和二十二年四月二日から昭和二十七年四月一日までの間に生まれた者	二二二、五〇〇円	一七六、九〇〇円
昭和二十二年四月一日以前に生まれた者	二二二、二〇〇円	一八〇、四〇〇円